

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」の第 13 条に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「静岡県いじめ防止等のための基本方針」並びに「静岡県いじめ対応マニュアル」を参酌し、いじめ防止の基本的な方向や取り組み内容を定めたものである。なお、本基本方針については本校のホームページにて公表するとともに、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明し、この取り組みについて定期的に点検し、適宜見直しを図る。

## 第 1 章 いじめ防止等の基本的な事項

いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが重要で、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う必要があるといわれる。そのために、本校に在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処することとする。

### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童 生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要になる。

### 2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または心身に重大な危険を生じさせる場合がある。

また、学級や部活動等の所属する集団において、問題を隠すような雰囲気、はやしたてたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」の存在に気をつける必要がある。

### 3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。学校ではいじめが起きにくい、互

いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要がある。

いじめは、重篤になればなるほど、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要になる。

#### (1) いじめの未然防止

生徒一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながる。そのために、学校においては生徒と教職員の信頼関係を大事にし、生徒同士が考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努める必要がある。学級活動の時間を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことも求められる。

#### (2) いじめの早期発見

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して生徒を見守り続けていくことが求められる。そのために、家庭・地域との連携を図り、生徒のわずかな変化を見逃さず積極的にいじめの発見に努めるとともにいじめを訴えやすい機会や場を設ける。

#### (3) いじめへの対処

いじめが発見された場合には、特定の教職員で抱え込まず、家庭との連携を図り、速やかに組織的に対応する。その対応においては、いじめられた生徒への支援をするとともに、いじめた生徒や周りの生徒への指導など状況を十分把握した上で、具体的な取り組みを確認して対応する。状況によっては警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携する。

## 第2章 いじめ対策委員会の設置

いじめの防止等に関して実効的に行うため、常設のいじめ対策委員会を設置する。原則、月1回定例会を開催する。

#### (1) 構成

定例会は、校長、副校長、生徒指導担当教頭、生徒指導部長、生徒指導副部長、学年主任、保健環境部長、養護教諭、スクールカウンセラーで構成し、必要に応じて、学科長、学級担任や部活動間、スクールソーシャルワーカー等の関係の深い教職員が参加する。委員長は生徒指導担当教頭とし、議事録を作成する。

#### (2) 役割

- ア いじめを未然に防止する取り組み方針の立案及び年間計画の作成等に関すること
- イ いじめの相談、通報の窓口に関すること
- ウ いじめやいじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること
- エ 知りえた情報から、いじめの有無を判断し、関係教職員と連携し早期解決を図ること及び再発防止を図ること
- オ いじめを受けた生徒、保護者に対する支援に関すること
- カ いじめを行った生徒、保護者に対する指導、助言に関すること
- キ その他いじめ防止等に関すること

#### (3) 毎月の定例会では次の事項を行う。

- ア 生徒情報に関する情報交換と共有（生徒アンケートの作成及び結果報告を含む）。
- イ スクールカウンセラー、養護教諭、関係教職員との情報交換。

ウ 対応済み（いじめ行為がやんでいる状態が三カ月以上続いていることが確認された事案は除く）及び対応中のいじめ案件についての経過報告

### 第3章 いじめの防止

#### (1) 育成したい資質・能力（グラデュエーション・ポリシー：知徳 GP）の育成

すべての教育活動を通じて、育成したい資質・能力（知徳 GP）の向上を目指す。授業においては、主体的・対話的で深い学びなどを取り入れた分かりやすい授業を推進する。

#### (2) いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために啓発活動を行うこととし、具体的取組を年間計画（別表）に示す。

#### (3) SEL 教育（感情と社会性を育む学び）、道徳教育及び体験活動等の充実

ホームルーム活動や特別活動、部活動等において、SEL 教育（感情と社会性を育む学び）を実施し、生徒によりよい人間関係について考えさせることでいじめの防止、充実を図る。

#### (4) 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめ防止等のために、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応ができるよう、校内研修等により資質の向上を図る。

#### (5) 保護者との連携

父母の会とも連携し、個々の保護者のいじめに対する理解を促し、いじめに関する情報を得た場合に学校に相談していただけるよう周知する。

#### (6) 配慮を要する子どもへの支援

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を組織的に行う。

### 第4章 いじめの早期発見

#### (1) いじめの実態把握及び相談体制の整備

- ・生徒の些細な変化等、気になることについての情報を積極的に収集し、学年や学科で共有する。
- ・月1回の定例会を活用し、関係教職員間での情報共有を図る。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭との月1回の情報交換。
- ・各担任における面談期間を設ける。（年1回以上）
- ・全校生徒を対象とするアンケート調査を年2回実施する。アンケート結果の集計及び分析は、管理職が行う。結果は定例会で報告するとともに、全教職員にも報告する。
- ・生徒、保護者、教職員に対する相談体制として、校内に相談窓口を設置し、生徒・保護者に周知することとし、生徒、保護者には、校外の相談窓口についても案内する。

### 第5章 いじめへの対処

#### (1) いじめを発見した場合の通報

ア 生徒・保護者、教職員からの申出や、アンケート調査により、いじめ又はいじめの疑いを発見した場合は、いじめ防止等対策委員長及び校長に報告する。

イ いじめ防止等対策委員長は直ちにいじめ防止等対策委員会を開催し、対処方針を決定する。

ウ いじめ防止等対策委員長は、対処方針に基づく取組を総括し、問題解決に向けた進捗状況を委員

会で報告し必要な修正を図るとともに、教職員にも報告する。

## (2) 事実の有無の確認

ア 生徒のどのような些細な変化であっても、いじめの疑いがある場合には事実確認を行う。事実確認では、関係者から公平に、丁寧に聞き取る。また、聞き取りの事実確認のために関係クラスや該当学科・学年全員のアンケート調査を実施することも考えられる。

イ 事実を確認する際は、いじめを受けた生徒や報告のあった生徒を守ることに配慮するとともに、個別に聞き取りを行う場合には、生徒の人権に配慮する。なお、聞き取り結果は保護者に報告する。

## (2) いじめがあったことが確認された事案への対応

### ア いじめを受けた生徒・保護者への対応

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。
- ・いじめられた生徒の安全を最優先し、いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするための環境を確保する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て、心のケアを行い、登下校や休み時間等の安全確保については教職員が分担して行う
- ・保護者には、問題解決にいたるまで進捗状況を逐一連絡する。

### イ いじめを行った生徒等への対応

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。
- ・いじめた生徒の保護者から納得と協力を得る。
- ・いじめた生徒に対しては、いじめはいかなる事情があっても許されるものではないことを伝え、相手の心の痛みを理解できるよう指導する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て、当該生徒や保護者の心理的安定を図る。
- ・いじめた生徒の個人情報の取り扱いについては十分注意する。
- ・教育的配慮に十分注意して懲戒や生徒指導措置をとることがある。その場合は、生徒指導委員会で指導案を作成する。

### ウ 保護者間での情報の共有等

- ・いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないようにすぐに事実を伝え、いじめの事案に係る情報を共有する。さらに指導方針と具体的な手立てを提示して再発防止の協力を要請する。また、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

### エ いじめが起きた集団への対応

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させる。勇気ある行動ができなかった自分を見つめなおし、個人や集団で再発を防ぐための手立てを指導する。必要に応じて学級、学年、さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行う。

## (3) 関係機関等との連携

いじめが違法なもの、犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、速やかに所轄警察署に相談し、連携して対処するものとする。また、必要に応じて、医療、福祉分野の専門家に相談する。

## (4) ネットいじめへの対応

ネットでの誹謗・中傷は、人権の侵害行為であることを毅然とした態度で指導し、犯罪行為である

ことを理解させ、利用マナーについて指導する。

- ・被害にあった生徒や関係している生徒からも詳細を聞き取るとともに、ネット上の情報を確認する。
- ・児童ポルノ禁止法に該当する事案については、速やかに警察に通報、相談する。
- ・被害の拡大を防ぐために掲載事項の削除を迅速に行う。(プロバイダ、サーバーの管理・運営者に削除要請を行う。)
- ・情報等の授業を通じて、情報モラル教育を進める。SNSや携帯電話を使ったいじめ防止等を啓発する。
- ・保護者に対して、フィルタリングの利用や有害情報への対応等、携帯電話等の利用方法について適切な対応を求める。

## 第6章 重大事態への対処

### (1) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言う。

ア いじめにより生徒の生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金銭を奪い取られた場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当な期間、(年間 30 日を目安とする) 学校を欠席している場合、あるいはいじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席している場合。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものと報告、調査に当たる。

エ 重大事態については「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」にある重大事態対応フロー図を元に対応する。

### (2) 私学振興課への報告

重大事態が発生した場合には、速やかに県私学振興課を通じて知事に報告するとともに関係機関へ支援を求める。

### (3) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、私学振興課に報告し、指導・支援を受けるとともに、速やかに定例会を招集し、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

### (4) いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供

いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

### (5) 他の生徒及び保護者への対応

全ての生徒や保護者の心情・背景など教育的な配慮のもと、正確な情報を迅速・確実に伝え、二次被害を防止する。

### (6) 報道への対応

個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合、その旨を説明し理解を求める。

## いじめ防止対策の取組計画

時期	取組
通年	SEL教育による抑止力の向上 生徒面談、保護者との連携による生徒情報の把握
4月	定例会 いじめ防止等のための基本方針の職員周知 いじめ相談等窓口の生徒保護者周知 生徒面談等での生徒状況の把握
5月	定例会 教育相談アンケート
6月	定例会 インターネットの適切な使用に係る生徒研修
7月	定例会 生徒集会等でのいじめ防止等啓発 学校生活アンケート
9月	定例会
10月	定例会
11月	定例会
12月	定例会 学校生活アンケート 生徒集会等でのいじめ防止等啓発
1月	定例会
2月	定例会 いじめ防止等のための基本方針の見直し
3月	定例会 次年度の計画作成